

<p>請願番号</p>	<p>請願第28号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成24年11月28日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>全国一斉学力調査の廃止と教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p><b>請願項目と趣旨</b></p> <p>1 全国一斉学力調査の廃止について国に意見書の提出を求める請願</p> <p>《請願の趣旨》</p> <p>もともと児童生徒の学力傾向を把握する趣旨から始められた制度ですが、その当初から目的遂行にあたっては抽出調査だけで十分と言われてきたものでした。問題点は、以下の2点です。</p> <p>第一に、これまで以上に、地方自治体間および児童・生徒間の過度の競争を引き起こす要因となることです。過去、日本政府は国連の子ども権利委員会から「日本の過度な競争教育が子どもたちの人格発達にゆがみを生じさせている」と2度にわたり勧告を受けてきました。全国一斉学力調査の継続は、こうした勧告に反するばかりか、勧告が指摘している「子どもたちの人格発達のゆがみ」をいっそう深め広げる懸念があります。</p> <p>そもそも、日本ではすでに1961年から64年までの4年間、全国一斉学力テストがおこなわれたことがありました。しかし、成績が悪い子をテスト当日休ませたり、教師が子どもに答えを教えたりするなどの、教育とは無縁の事態が引き起こされ、国民的な批判が高まるなかで、とうとう中止に追い込まれたものです。それに近い事実が、現在も繰り返されています。</p> <p>第二に、予算のむだ遣いの問題です。これを実施することにより、年間で数十億円もの巨額の予算が投じられています。それを教育現場の施設整備費や備品費、少人数学級の実施等に振り向けてほしいというのが教職員・保護者の声です。</p> <p>このように、全国一斉学力調査の実施は、数々の問題点を含んでいます。全国一斉学力調査を廃止するよう、国に意見書を提出してください。</p>		

## 2 教員免許更新制度の廃止について国に意見書の提出を求める 請願

### 《請願の趣旨》

2009年度から本格実施となった教員免許更新制度ですが、民主党政権になってから、一旦は廃止の方向性が打ち出されたものの、制度が継続しています。本制度の導入にあたっては、「不適格教員の排除」と「教員の質の向上」が挙げられました。しかし、教員免許状とは、個人が何を学んだかを公証する制度であり、問題教員への対処については「分限処分」という制度がすでに存在します。

本制度のための法改正にあたり、全国都道府県教育長協議会も「都道府県教育委員会は、教員に対する分限処分等の権限を持っており、そのうえに講習の修了認定等を行う権限を持つことは、好ましくない。」といった懸念を表明していました。

全国都道府県教育長協議会が懸念した問題は、上記にとどまりません。

- 大学等が行う免許更新講習の内容、方法は、それぞれの大学の規模や特色によって異なることが予想され、修了認定に関して公平性を欠くおそれがある。
- （講習免除者に対する）曖昧な基準では認定について判断が難しく、公平性を欠くおそれがある。
- 学校における教育活動の現状において、講師等の臨時的な教員を一定数任用することは不可欠であり、講師が任用できない場合は、教育活動に大きな支障をきたす。
- 講習の受講にかかる交通費、宿泊費等は、特に、大学が少ない地域及び遠隔地等の受講者にとって大きな負担になる。
- 毎年10%程度の教員が更新講習の対象に該当するため、多くの学校において同一年度に複数の教員が更新講習を受講することになり、受講機会が限られると、受講時期が集中し、学校運営や授業等に支障をきたすことが予想される。また、土・日、長期休業中等であっても、部活動指導、補充授業等が行われている現状から、学校における教育活動

に支障が出るおそれがある。

等々です。

そして、これらの懸念がいまや現実の問題となって、教育現場や関連する機関等の混乱と多忙化を招いております。そして、何より夢やロマンを持って教員をめざし、また勤務している教員を10年という期限付きの不安定な身分に処することによって、教員の生活に対する不安を招き、勤務意欲を減退させ、ひいては教育の土台そのものを切り崩してしまうのではないかととも言われています。

数ある免許の中で、教員の免許を取り立てて更新制にすることは、その他の免許との整合性を欠きます。また特に、公務員制度との整合性を欠くものです。

ぜひ、県議会の中でもご議論いただき、国に対して廃止の意見書を採用していただきたいと思います。

紹介議員	前屋敷恵美  凶師 博規  鳥飼 謙二
摘 要	